

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）
 金融庁
 経済産業省

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 株式会社企業再生支援機構</p> <p>二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</p> <p>2 (略)</p> | <p>(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 (略)</p> |